

令和2年度(2020年度)奨学金等の内訳(地域人材コース)

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生用>

(別紙1-1)

支援内容	支給内容	支給時期
奨学金	北米、シンガポール、欧州(一部国・地域※を除く)、中近東 ※除例外国・地域  アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	160,000円
	アジア(シンガポールを除く)・大洋州・中南米・アフリカ及び上記除例外国・地域	120,000円
	・留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間中は、奨学金の月額を支給します。 ・ただし、ひと月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金を支給しません。 ・また、総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外です。	
留学準備金	○事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部  ・事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛に別途通知します。 ・在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別添2のとおり参加費を支給します。	各研修参加後に支給
	○往復渡航費 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 ・他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。  アジア地域 : 100,000円 (アフガニスタン、インド、インドネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス)  上記以外の地域 : 200,000円	原則、渡航前に支給
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料) : 上限300,000円  ・学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。  ・海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。 ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。  ・授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。  ・宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。	原則、留学開始前に支給

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

・奨学金: 「原則、令和2年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(事前・事後研修参加費):

「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(往復渡航費):

「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

令和2年度(2020年度)奨学金等の内訳（地域人材コース）

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生用>

(別紙1-2)

※支援予定人数全体の内、1割程度を支援予定

支援内容	支給内容	支給時期
奨学金	留学先地域を問わず一律 ・上記以外は、「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ	60,000円 原則、当該月に支給
	○事前・事後研修参加費 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ	各研修参加後に支給
留学準備金	○往復渡航費 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ	原則、渡航前に支給
	留学先における授業料相当額(学費・登録料) 「機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生」と同じ	原則、留学開始前に支給

(注) 派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。

・奨学金： 「原則、令和2年度中支給予定分を一括で、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(事前・事後研修参加費)：

「事前・事後研修への参加確認後に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・留学準備金(往復渡航費)：

「渡航前に、地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料： 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に地域協議会から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

## 事前・事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が所在する都道府県	支援内容 (前泊なし)	支援内容 (前泊あり)
関東	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円	54,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円	44,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円	29,000円
	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円	24,000円
	宮城県、山形県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円	19,000円
	福島県、長野県	10,000円	14,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円	9,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円	0円
関西	北海道	60,000円	64,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円	54,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円	44,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円	34,000円
	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円	29,000円
	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円	24,000円
	山梨県、長野県、山口県、愛媛県	15,000円	19,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円	14,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	5,000円	9,000円
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円	0円

※「前泊あり」の支援は、事前・事後研修実施日程の都合上、前泊しなければ機関指定の集合時間に参集できない場合に限る。

※以下のいずれかに該当する場合は、研修参加費は一切支援されません。

①前泊が認められていないにもかかわらず前泊した

②2泊以上前泊した

③後泊した(事前・事後研修実施日程の都合上、当日中に在籍大学等所属キャンパス所在地に戻れない場合を除く)

なお、在籍大学等が認める学修活動のために研修開催地での滞在日数を増やした場合であれば支援されることもありますので、事前に在籍大学等の担当部署に御相談ください。

※事後研修参加費を辞退した場合、前泊費のみの支援を受けることはできません。

※経路は原則、在籍大学等所属キャンパス所在地から研修開催地までの往復とします。

(長期休暇による帰省中の場合や在籍大学等所在地と異なる場所で学修・研究活動を行っている場合は、実家又は学修・研修地からの申請を認めます。その場合、在籍大学等所在地からの支給額を上限とします。また、往路と復路で経路が異なる場合は、往路復路のうち安価な都道府県の単価を基準とします。)